

# 2014年度和泉委員会 自己点検・評価報告書

## 第1章 理念・目的

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
<b>(1) 付属機関等の理念・目的は適切に設定されているか</b>							
a ◎高等教育機関として大学が追及すべき目的(建学の精神、教育理念、使命)を踏まえて、当該付属機関・委員会の理念・目的を設定していること。 【約500字】	和泉委員会は1968(昭和43)年に設置され、2014年度において46年間の活動の歴史を持つ。明治大学和泉委員会規程【1(1)-30-1】により、和泉キャンパスにおける教育・研究の充実【1(1)-30-1:1頁(第1条)】を設置目的とし、学長の統轄のもとにあって、「学長、学部教授会その他関係諸機関の諮問」に応じること、また、「必要と認める事項について調査審議の上、関係諸機関に建議」【1(1)-30-1:1頁(第2条)】することを任務としている。審議事項としては、「各学部の教養教育科目の連絡及び調整」、「専門科目と教養科目の関連」、「教室使用計画等」、「学生の指導」、「試験の施行」、「教育・研究条件の充実及び改善」等に関する事項が掲げられている【1(1)-30-1:1頁(第3条)】。 2013年4月1日から、改正規程の施行により、構成員を変更し、委員会のスリム化を図った。	和泉委員会執行部としての各学部一般教育主任により「各学部の教養教育科目の連絡及び調整」【1(1)-30-2】、和泉委員会内の専門部会としての和泉教育環境整備推進専門部会により「教室使用計画等」【1(1)-30-3】を審議し、和泉キャンパス内の良好な教育・研究環境を実現させている。	和泉委員会の性格は、和泉委員会規程第2条において「委員会は、学長の統轄の下に、前条の目的を達成するため学長、学部教授会その他関係諸機関の諮問に応じ、かつ、必要と認める事項について調査審議の上、関係諸機関に建議することができる。」【1(1)-30-1:1頁】と規定されている。 規程には、権限や責務の条文がなく、現実として、当委員会の機関決定に強制力がないことから、諮問機関や調査調整連絡機関としての位置付けと見なされる。 今後も自己点検・評価の対象とするのであれば、その妥当性に疑義が生じるため、この点を明確化する必要がある。	和泉委員会の最大の効果(意義)は、和泉キャンパスという環境下で、学部を超えて教育等の連携・調整が実現できていることであるが、内容によっては、利益相反となることを、現場の教職員による運用面で、解決を図っている。 この効果を持続させるため、将来は、運用による紛争解決から一歩進んだ法(条文)整備が必要となる。	和泉委員会の最大の効果として、理念に基づき、学部の枠を超えた審議を行える点にあるが、片や、それ故に、現状の組織内においては、権限を明確化させ辛いという側面を持つ。 この矛盾を運用面でカバーすることの限界がいつ来るか分からないという、不安定な状況で和泉委員会が存続し続けていると言える。 この自己点検・評価の実施が、諮問機関や調整機関としての役割を強くするのか、教学における重要事項を決定できる議決機関としての道を進むのかの判断を迫る機運となり得る。 なお、全学的な教育研究組織の検証については、2007年度より学長の下に将来構想委員会が設置され、教育組織の点検を行っており、この委員会との関連性を明確にする必要がある。	他の学内機関との対比や、規程についての検証を行い、委員会としての権限の明確化や条文の整理等が必要である。	1(1)-30-1 明治大学和泉委員会規程 1(1)-30-2 和泉委員会記録 1(1)-30-3 教育環境整備推進専門部会記録 1(1)-30-4 2015年度教育・研究年度計画書
b ●当該付属機関・委員会の理念・目的は、建学の精神、目指すべき方向性等を明らかにしているか。 【約100字】	「明治大学和泉委員会規程」により、和泉キャンパスにおける教育・研究の充実【1-30-1:1頁(第1条)】を設置目的とし、学長の統轄の下【1-30-1:1頁(第2条)】にあるという性格が規定(明示)されている。						
<b>(2) 付属機関等の理念・目的が、教職員及び学生に周知され社会に公表しているか</b>							
a ◎公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること 【約150字】	①構成員に対する周知方法と有効性 明治大学の校規の1つとして、事務用イントラネット(mics)に公開されている。 ②社会への公表方法 リベラル・アーツ フォーラム【1(2)-30-1】の刊行等により、公表している。	①事務用イントラネット(MICS)での公開により、職員は必要に応じて、いつでも確認できる。 ②各部署・各機関に配付しており、手に取って確認することができる。	①教員は、関係者のみ、紙ベースで配付しているため、公開性や即時性に問題がある。		①現状の事務用イントラネット(MICS)以上のシステム(公開)が可能になった時点で対応する。	1(2)-30-1 リベラル・アーツ フォーラム 第18号	

# 2014年度和泉委員会 自己点検・評価報告書

## 第1章 理念・目的

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで簡条書きに
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
<b>(3) 付属機関等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか</b>						
a ●理念・目的の適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。 【約300字】	明治大学和泉委員会規程において、和泉キャンパスにおける教育・研究の充実を設置目的【1(3)-30-1:1頁(第1条)】としていることから、理念・目的の適切性には疑義が生じる余地がない。	規程には、権限や責務の条文がないことから、純粋に理念・目的を遂行できている。				1(3)-30-1 明治大学和泉委員会規程

# 2014年度和泉委員会 自己点検・評価報告書

## 第2章 教育研究組織

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明  C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料  Alt+Enterで簡条書きに
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
<b>(1) 付属機関等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか</b>						
a ①教育研究組織の設置状況は理念・目的に照らし、適切であるか。学術の進展や社会の要請と教育との適合性について配慮したものであるか。  ●教育研究組織は、当該大学の理念・目的を実現するためにふさわしいものであるか。 【約300字】	和泉委員会は、和泉キャンパスに課程を置く学部の特異性を生かしながら、和泉キャンパスにおける教育・研究の充実を図ることを目的とする【2(1)-30-1:1頁, 第1条】。 この目的達成のために、学長や各学部教授会、その他の関係諸機関からの諮問に応じることや、必要と思える事項について調査審議の上で、関係諸機関に建議するための組織である。 ①教育研究組織の編制原理 和泉委員会には、文系6学部代表（一般教育主任を含む）並びに、主として和泉キャンパスに研究室をもつ教員からなる、学部横断的な分科会の座長が委員として参加している。分科会は、国語、英語、独語、仏語、中国語・ロシア語・スペイン語・日本語、人文科学・社会科学、自然科学・情報、体育学の8分科会において構成されている。 ②理念・目的との適合性 分科会は、共通する教育・研究課題について議論し、本委員会に対して提言を行い、「教育・研究年度計画書」【2(1)-30-2】に意見を反映させている。また、副学生部長も委員として参加しており、学生生活全般に関する情報を共有し、和泉キャンパスにおける学生の福利厚生などの環境改善に寄与している。さらに、2013年度から、規程改正により、副教務部長と図書館副館長を委員に加え、教育・研究環境の向上のため、議論を深めている。 ③学術の進展や社会の要請と適合性 和泉委員会は、主として学部間に共通する時間割編成や施設・設備の改善などのハード面での改善や調整にあたり、学部間に共通する教育内容や方法についての検討が為されている。 2014年度は和泉委員会を年間6回（4月16日(水)、5月28日(水)、6月18日(水)、10月1日(水)、12月3日(水)、2015年3月4日(水))開催し、和泉キャンパスにおける教育・研究の充実に努めた【2(1)-30-3】。 この会議に必要な事項を、委員会の下にある専門部会で適宜検討した【2(1)-30-4】。	2014年度第3回和泉委員会記録【2(1)-30-3】のとおり、和泉委員会もとの、和泉教育環境整備推進専門部会を実施することにより、授業時間割の調整等の環境の整備、独自性のあるカリキュラムの遂行を実現させている。【2(1)-30-4】 委員会において、各分科会から提出された要望を基に和泉キャンパスにおける教育・研究年度計画【2(1)-30-2】を検討することによって、厳しい制約下で、効果的な改善が行われた。	今後の教養教育のあり方について、全学的な議論を行う適切な場がない。 研究面におけるキャンパス機能が不十分である。 研究組織に対しては、教員が個別に3研究所の運営委員等として参加しているが、和泉委員会としては対応していない。		和泉フォーラムの開催や、リベラル・アーツフォーラムの刊行などにより、和泉委員会としての「今後の教養教育のあり方」を議論し、各学部等へ情報を提供する。	2(1)-30-1 明治大学和泉委員会規程 2(1)-30-2 2015年度教育・研究年度計画書 2(1)-30-3 2014年度和泉委員会記録 2(1)-30-4 和泉教育環境整備推進専門部会記録
<b>(2) 付属機関等の教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか</b>						
a ●教育研究組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。  ●その検証プロセスを適切に機能させて、改善に結びつけているか。 【約500字】	和泉委員会委員長の下、明治大学和泉委員会規程【2(2)-30-1】に則り活動している。 なお、教育研究に関する責任主体は、個々の教員であり、それぞれが各学部教授会に所属するため、和泉委員会にその権限等はない。	学長から諮問される和泉キャンパスにおける教育・研究年度計画書【2(2)-30-2】を作成し、提出することで、検証を可能にしている。				2(2)-30-1 明治大学和泉委員会規程 2(2)-30-2 2014年度教育・研究年度計画書

# 2014年度和泉委員会 自己点検・評価報告書

## 第3章 教員・教員組織

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで簡条書きに
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述	
<b>(1) 付属機関として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか</b>						
b ◎<組織的な連携体制と責任の所在> > 組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていること。 【約300字】	<教員の組織的な連携体制と教育研究に係わる責任> 教育に関する組織横断的な連携として、和泉キャンパスに課程を置く6学部（法学部，商学部，政治経済学部，文学部，経営学部，情報コミュニケーション学部）の特長を生かしながら，和泉キャンパスにおける教育・研究の充実を図ることを目的として「和泉委員会」が設置されている【3(1)-30-1】。 同委員会は，主として和泉キャンパスに研究室をもつ教員から構成され，学長の承認を経て，理事会において任命される和泉委員会委員長を責任者として，各学部の一般教育主任のほか，学部横断的な8つの分科会の座長が委員として選任されている。 なお，和泉委員会における決定事項に関する強制力はないため，責任については，各学部教授会に委ねられている。	和泉キャンパス内の情報の共有や意識の統一が実現できている【3(1)-30-2】。		和泉委員会の理念・目的を具現化するためには，規程改正が必要な部分があるため，必要に応じて検討する。		3(1)-30-1 明治大学 和泉委員会規程 3(1)-30-2 2014年度 和泉委員会記録

# 2014年度和泉委員会 自己点検・評価報告書

## 第4章 教育内容・方法・成果 3.教育方法

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」 に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善（授業に関わるFD活動）に結びつけているか						
a ◎教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けていること。 【約800字】	リベラル・アーツ フォーラムを刊行することによって、和泉委員会として、和泉キャンパスにおける教育・研究環境の改善を目指した議論を展開し、各学部等へ情報を提供している【4(4)-30-1】。 ただし、和泉委員会の委員である教員は、全員が学部所属であることから、学部のカリキュラムのもとで授業を行っており、主たる方策は、各学部が行っている。	文部科学省の「スーパーグローバル大学創成支援」(タイプB)に採択されたことに伴い、その土台としての「初年次教育」を改めて議論する場を、リベラル・アーツ フォーラム第18号の刊行により提供し、情報や問題の共有化が図られ、意識が涵養されている。		和泉フォーラムの開催や、リベラル・アーツ フォーラムの刊行などにより、引き続き、和泉委員会としての「今後の和泉キャンパスにおける教育・研究の発展」に寄与する議論の場を提供する。		4(4)-30-1 リベラル・アーツ フォーラム 第18号

# 2014年度和泉委員会 自己点検・評価報告書

## 第7章 教育研究等環境

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明  C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料  Alt+Enterで簡条書きに
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述	
<b>(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか</b>						
a ● 学生の学修、教員の教育研究の環境整備に関わる方針を、当該大学の理念、目的を踏まえて、定めているか。	<p>教養教育において、効果的な教育を行うための、プレゼンテーション設備の改修やメンテナンス、教室の設備改善を行う。</p> <p>和泉委員会のもとにある和泉教育環境整備推進専門部会において、教育研究環境整備に関する方針の明確化を行い、2014年度の教育環境整備推進専門部会（記録）【7(1)-30-1】のとおり、これに基づき設備改善が実施されている。</p> <p>和泉委員会規程第2条【7(1)-30-2】において「学長の統括の下」にあることが規定されており、本学の理念、目的達成のために設置されていることが分かる。</p>	<p>教育の情報化推進本部長から、和泉委員会委員長宛ての和泉キャンパス設備整備計画要望の集約依頼を受けて、和泉教育環境整備推進専門部会において取りまとめたものを回答することで、教室等の情報関連施設の新設・更新が実現している。</p>				7(1)-30-1 和泉教育環境整備推進専門部会記録 7(1)-30-2 明治大学和泉委員会規程
<b>(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか</b>						
a ● 方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制や衛生・安全を確保する体制を備えているか。	<p>2014年の教育・研究年度計画書【7(2)-30-1】において、「3教育研究棟環境(1)施設・設備面の整備」の項目を掲げ、イ教育研究における環境改善として、キャンパスのバリアフリー化の促進、講師控室の整備、体育関連施設・設備の整備、省エネルギー対策といった教育環境におけるキャンパス環境の整備を求めてきた。</p> <p>また、このほかに、学生生活における環境改善として、学生センターの建設ならびに部室センター整備、ボランティアセンターの活用、国家試験指導センターとの連携といった学生のキャンパス・ライフの改善を担当部署の支援という形で実施してきた。</p> <p>これまで同様に、2014年度も、不足している小教室確保のために、外部施設の賃借を継続することで、第三校舎を教室として有効活用した。</p> <p>体育施設・設備の改善・改修を行った。</p>	<p>2014年度政策経費成果報告書【7(2)-30-2】記載のとおり、外部施設の賃借を継続したことにより、整備した第三校舎の小教室及びゼミ教室を引き続き利用可能となった。</p>	<p>バリアフリー化に配慮しつつ、和泉新教育棟（仮称）の設置計画を早期に検討する。</p> <p>電力問題等で先送りとなっていた、体育施設のエアコン設置について、熱中症防止のためにも設置を進める。</p> <p>2011年5月に理事会に報告された明治大学グランドデザイン2020【7(2)-30-3】を指針として、新教育棟（仮称）の早期建設に向け、必要な教室規模、設備等の検討や意見交換が必要である。</p>	<p>継続して、学生の安全のために体育施設の改善及び機器の更新・購入等を実施する。</p>	<p>学生が日常的に使用する建物、施設、設備、そして通学路等を堅固な、そして安心して利用できるものとするよう努める。</p>	7(2)-30-1 2014年度教育・研究年度計画書 7(2)-30-2 2014年度政策経費 成果報告書「外部施設（甘酒屋ビル）の継続使用」 7(2)-30-3 明治大学グランドデザイン2020
<b>(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか</b>						
a ● 学生の学修、教員の教育研究の環境整備に関わる方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制を備えているか。 ● 教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、責任主体、組織、権限、手続きを明確にし、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	<p>①教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備</p> <p>2014年度 教育・研究年度計画書【7(4)-30-1】でも記載のとおり、第二校舎及び第三校舎の老朽化への対応や、キャンパスのバリアフリー化実現のためには、新教育棟建設は急務であり、2011年度に、和泉キャンパス新教育棟の建設の2015年竣工実現についての要望書を提出した。また、学内の施設だけに留まらず、大学周辺の環境にも配慮し、施設・設備の整備と共に、正門前歩道橋の整備要望に係る要望書を提出するなど、安全上・防災上の観点から働きかけを行った。</p> <p>なお、和泉委員会における決定事項に関する強制力はないため、各機関への上程・建議に留まっており、これをもって責任として認識している。</p>	<p>2014年度政策経費成果報告書【7(4)-30-2】記載のとおり、外部施設の賃借や既存施設の改修により、教室や個人研究室を確保したことで、物理的には、対応できる状態となっている。</p> <p>2012年に増設した教材印刷設備を継続して設置しており、準備のための時間短縮など利用環境が改善されている。</p>				7(4)-30-1 2014年度教育・研究年度計画書 7(4)-30-2 2014年度政策経費 成果報告書「外部施設（甘酒屋ビル）の継続使用」

# 2014年度和泉委員会 自己点検・評価報告書

## 第8章 社会連携・社会貢献

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、 必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで簡条書きに
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」 に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
<b>(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか</b>						
a ●社会連携・社会貢献に関する方針を定めているか。 ●教職員・学生が方針を共有しているか。	和泉委員会では、地域連携・社会貢献を教育・研究にらぶ大学の社会的使命と位置づけて、その推進のため、学生を主体とした活動のための支援を進めている。 和泉委員会として、地域連携・社会貢献のための企画を検討している。	和泉委員会の直接対応ではないが、杉並区への月1度の体育グラウンドの地域開放を行っている。 また、杉並かるた会への体育施設貸し出しも年1回行い、協力している。	和泉委員会として、近隣地域の連携と活性化を目指しているが、その実現には、委員会ではなく、連携を進める専門的な部署等が必要であり、和泉委員会はそれを支援する形式を取るべきである。	正課及び課外活動への影響を考慮すると、現状程度の地域開放が適当であると思料する。		
<b>(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか</b>						
a ●方針に沿って、社会連携・社会貢献を推進しているか。	杉並区と区内6大学連携協議会の連携を行っているが、2014年度は、目立った行事等は実施しなかった。		和泉委員会として、近隣地域の連携と活性化を目指しているが、さらなる充実を図るためには、委員会ではなく、地域連携を進める渉外的な役割を持つ専門的な部署が和泉キャンパスにも必要である。			

# 2014年度和泉委員会 自己点検・評価報告書

## 第9章 管理運営・財務 1. 管理運営

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明  C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画			根拠資料  Alt+Enterで簡条書きに
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
<b>(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。</b>							
a ●意思決定プロセスや、権限・責任(教学と法人の関係性)、中長期的な大学運営のあり方を明確にした管理運営方針を定めているか。 ●方針を教職員が共有しているか。	①中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知 教育・研究年度計画書【9(1)-30-1】を作成・提出することによって周知している。 ②意思決定プロセスの明確化 明治大学和泉委員会規程において、審議する事項、会議の成立、議決要件を規定している。 ③委員会の権限と責任の明確化 明治大学和泉委員会規程において、(目的) (性格)が規定されており、明確な権限と責任に関する条項はない【9(1)-30-2】。						9(1)-30-1 2015年度教育・研究年度計画書 9(1)-30-2 明治大学和泉委員会規程
<b>(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか</b>							
a ◎関連法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用	委員会の目的は、和泉委員会規程において、関係学部の「特殊性」を生かしながら、和泉キャンパスにおける教育・研究の充実を図ること【9(2)-30-1:1頁(第1条)】であり、学長の「統轄」のもとに、この目的を達成するために、「学長、学部教授会その他関係諸機関の諮問に応じ、かつ、必要と認める事項について調査審議の上、関係諸機関に建議することができる」【9(2)-30-1:1頁(第2条)】とされている。 現在、委員会のもとにいくつかの専門部会を設置し、目的の達成のための役割を果たしている。	明治大学和泉委員会規程の第2条及び第3条【9(2)-30-1:1頁】に規定されている権限(性格及び審議事項)の範囲内に限り、教学に関する諸事項については、和泉委員会の議を経ることによって、統一的な意思決定として承認される。 和泉委員会の目的と性格に則り、年間6回の会議を開催している。	現行規程【9(2)-30-1】では、和泉委員会は調査調整連絡機関として規定されているため、このことを周知し、本来の役割を發揮する。 年間6回を基本として会議を開催しているが、審議事項がない場合、報告事項のみで開催しており、委員を拘束している。		和泉委員会の役割の周知に励み、調整連絡機能を果たしながら、諸機関の諮問に備える。 委員会の開催計画を見直し、審議事項の整理を行い、不要な会議は中止する。		9(2)-30-1 明治大学和泉委員会規程
<b>(3) 付属機関等の業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか</b>							
a ●事務組織の構成と人員配置の適切性 ●検証プロセスを適切に機能させ、改善につながっているか。	和泉委員会の事務局である和泉教務事務室は、学部横断的な業務調整及び和泉キャンパスで授業を行う教員の教育・研究サポートを行っている。 キャンパスとしての特殊性から、法人業務を管轄する和泉キャンパス課のほか、各学部事務室や和泉学生支援事務室、和泉図書館事務室、和泉メディア支援事務室が一致協力して、委員会の各種業務のサポートに当たっている。	和泉キャンパスという環境下で、学部を超えて教育等の連携・調整を行って行く中で、問題が発生した時、運用上の解決を図っている。	運用では解決を図れない問題が生じた場合、準拠すべき法は整備されていない。	現状でうまく機能している運用面を、事務組織において、継承していく。	明治大学和泉委員会規程自体が、事務処理上、内容が不十分な点があるため、他の規程のと整合性を図っていくことが必要である。	規程についての検証を行い、委員会としての権限の明確化や条文の整理等が必要である。	

# 2014年度和泉委員会 自己点検・評価報告書

## 第10章 内部質保証

点検・評価項目		現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
			効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」 に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。								
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか								
a	◎自己点検・評価を定期的実施し、公表していること 【約400字】	自己点検・評価報告書を作成し、提出している。						
(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか								
a	●内部質保証の方針と手続を明確にしていること。 ●内部質保証をつかさどる諸組織(評価結果を改善)を整備していること ●自己点検・評価の結果が改革・改善につながっていること ●学外者の意見を取り入れていること ●文部科学省や認証評価機関からの指摘事項に対応していること 【800字～1000字程度】	評価に関する委員会等の設置(名称、メンバー、年間開催回数)に関しては、和泉委員会の執行部(各学部一般教育主任)がこれに当たる。諮問にしたがい、自己点検・評価報告書作成し、全学委員会に提出している。和泉キャンパスにおける教育・研究の充実を図ることを目的とした和泉キャンパスに課程を置く学部の調整的な機関である【10(1)-30-1:1頁、第1条】ことから、学外者の意見は取り入れていない。文部科学省や認証評価機関からの指摘事項は、学部等を設置している大学や、施設等を設置している法人に対しては、和泉委員会に対しては、ない。	和泉委員会の目的を確認し、各問題に関する共通認識を持って、和泉キャンパスにおける教育・研究の連携が図られている。	委員の努力によって、調整・連携が図られており、内部質保証に対する強制的な権限が存在しないため、永続性が保証できない。		和泉委員会のあり方について、検討し、規程の見直しが必要である。	和泉委員会のあるべき姿を考えた時に、規程の改正も含めた整備が必要となる。	10(1)-30-1 明治大学 和泉委員会規程
(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか								
a	●PDCAサイクルを回すための、Check(点検・評価)およびAction(改善)の具体的内容・工夫  <参考:以下の事項に関して、関連するものについて記述する> ①組織・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 ②教育研究活動のデータベース化の推進 ③学外者の意見の反映 など	自己点検・評価報告書については、全学委員会に提出し、全学委員からコメントをもらっている。また全学的にとりまとめた報告書については、理事長のもとに組織される評価委員会で評価され、その評価結果を、次年度の年度計画【10(3)-30-1】に反映させている。	次年度以降の改善事項として、教育・研究年度計画書等に反映している。	点検・評価項目が当委員会には適合しないものが多いものの、委員会内で相応の組織を整備し、検討すべきである。		現在の規程は、権限があいまいなことに伴い、責任の所在も不明瞭となっている。この点を改善することについて、判断を行う。	規程整備により、権限の明確化とともに、責任を明確化することにより、内部質保証システムが確立する。	10(3)-30-1 2015年度 教育・研究年度計画書